

避難行動要支援者名簿における課題解決のための方策

1 避難行動要支援者名簿（以下、「名簿」）活用にかかる法律の規定

（１）平常時の活用（災害対策基本法第 49 条の 11 第 2 項）

市町村長は、災害の発生に備え、民生委員、社会福祉協議会などの避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。

ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて要支援者本人の同意が得られない場合は、この限りでない。

（２）災害時の活用（災害対策基本法第 49 条の 11 第 3 項）

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等関係者などに対し、名簿を提供することができる。この場合において、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

2 「当該市町村の条例に特別の定めがある場合」とは

（１）個別の条例を制定

要支援者の名簿情報を避難支援等関係者に提供することについて、同意を不要とする旨を条例上明文で根拠を設ける。

（２）個人情報保護条例を適用

福岡市個人情報保護条例第 10 条第 2 項第 6 号を適用する。

	効果	特徴
個別の条例を制定	現行の同意確認方式に比べ、情報提供する要支援者数が多くなる。	個別の条例という形が残るため、市民に分かりやすい。
個人情報保護条例を適用	同上	個別の条例に比べると市民に分かりにくい。

3 個別の条例を制定している他の政令指定都市等の事例

	内容	自治体
みなし同意 方式	名簿情報の提供について <u>同意の意思表示をした人及び 意向確認に未回答の人は同意したとみなし</u> ，要支援者 の情報を提供する。	神戸市 姫路市
逆手上げ 方式	名簿情報の提供について <u>拒否の意思表示をした要支援 者以外</u> の人の情報を提供する。	横浜市 千葉市

※みなし同意方式では同意の意思表示（回答）の際に，要支援者本人から行政保有情報
以外の情報（電話番号・支援を必要とする理由等）が得られる。

※法では，要支援者本人の同意を得ることを基本としていることから，「みなし同意方
式」の方が法の趣旨を踏まえた方式と言える。